

# 建設経済常任委員会

平成18年3月10日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項  
議案第 5 号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について  
議案第 6 号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について  
議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項  
議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について  
議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について  
議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第45号 市道路線の認定について

## 出席委員（6名）

委員長	向 後 和 夫	副委員長	滑 川 公 英
委員	神 子 功	委員	鈴 木 正 道
委員	嶋 田 哲 純	委員	平 野 忠 作

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（3名）

議員	木 内 欽 市	議員	柴 田 徹 也
議員	伊 藤 保		

## 説明のため出席した者（28名）

助 役	重 田 雅 行	商工開発課長	小 田 雄 治
農水産課長	堀 江 隆 夫	建設課長	米 本 壽 一

都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山崎健次
農業委員会 農務局長 その他担当 職員	野口徳和		
	21名		

**事務局職員出席者**

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯笹浩一		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

本日は建設経済常任委員会ということでご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。付託されました8議案につきまして慎重にご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ですがあいさつとさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承ください。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

木内欽市議員、柴田徹也議員、伊藤保議員が本委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解のほどをお願いいたします。

初めに、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。本日はどうもご苦労さまでございます。建設経済常任委員会を開催するに当たりまして、執行部を代表して一言ごあいさつ申し上げます。

本日、当建設経済常任委員会に審議をお願いします議案は、平成18年度の当初予算関係が3件、それから平成17年度の補正予算関係が2件、そして条例の新規制定が1件、また条例の一部改正が1件、それと最後に市道路線の認定について1件ということで、合計8議案でございます。慎重にご審議のほどよろしくお申し上げます。

簡単でございますけれども、あいさつといたします。どうぞよろしくお申し上げます。

○委員長（向後和夫） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

---

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平

成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について、議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 市道路線の認定についての8議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、各担当課長は説明をしてください。

○商工観光課長（小田雄治） 商工観光課でございます。それでは、商工観光課の方より説明をさせていただきます。

まず、5款は労働諸費でございますけれども、私どもの商工観光課で所管しております事業は5款の労働諸費並びに7款の商工費でございます。この2款につきましては継続的な事業が多いために、新規事業についてのみ簡単に概略説明をさせていただきます。

7款の商工費の中でページが185ページになります。185ページをお開きいただきたいと思います。この中に下から説明の4の観光整備事業の中に15工事請負費、照明灯設置工事とありますけれども、これは観光振興策の一つといたしまして、飯岡地先にごございます灯台のライトアップ事業でございます。これは1月24日にこの試験照射を行いまして、当委員会の委員方並びに正副議長にその試験照射の模様を見ていただいたものでございますけれども、県の唱えております観光立県千葉の一環といたしまして、旧飯岡町にごございます上永井地先の灯台周辺を新旭市の観光スポットとしてこれを広くPRしていきたいという、そういう構想から取りあえず灯台のライトアップを行って話題性を高めて新市の一つの観光の顔として拡充していきたいという思いから、18年度事業としてのライトアップ事業を計画させていただきました。

それと、この上永井地先、ここに公園があるわけでございますけれども、非常に夜景もすばらしく、また景観もいい場所でございますので、この辺を夜景のほかに日中から非常に来遊する観光客も多いということから、現在JR東日本の方で「駅からハイキング」というイベントが広く展開されております。これは最近の健康志向ブーム並びに各観光地とタイアップして、JR東日本が「駅からハイキング」ということで、観光地と最寄りの駅を結んでのハイキングしながら観光地を売り出すという事業がございます。JR東日本の方から、旭市

の上永井地先の公園も売り出してはいかがかという、そういう誘いがありましたので、上司と相談しまして、18年度事業として10月くらいに「駅からハイキング」を旭市に誘致しようという計画を立てました。

これにつきましては、飯岡駅から上永井地先までをハイキングさせるわけでございますけれども、途中飯岡海岸を経由して上永井灯台までに至るコースを作りたいと思います。これについてはPR等はすべてJRの方でやっていただけるということで、首都圏の電車内のつり広告、これが約1,000万円ぐらいかかるんだそうですけれども、これらについてはすべてJRが持ちだそうでございます。地元といたしましては、来遊するお客さんに多少地元のサービスをということで、例えばつみれ汁とか、それから飯岡灯台から帰りの道すがら、歩く方もおりますけれども、これをバスでピストン輸送するということから、少額ではございますけれども、この事業費を30万円ほど予定をさせていただきました。これも同じく185ページに載せてございます。

観光事業のほかに、私ども工業振興ということから、鎌数の工業団地への誘致活動も今年度は積極的に進めていきたいと、このように考えているところでございます。

当課の方の事業概要は以上でございます。

○委員長（向後和夫） ただいま商工観光課長から説明がありました。

委員の皆さん、何か質疑がございましたらお願いをしたいと思います。

神子委員。

○委員（神子 功） ご苦労さまです。

ちょっと委員長にお願いしたいんですが、所管の全体的な予算の関係の質疑をするわけですが、ある款については長くなりますので、できましたら款ごとに質疑をさせていただいてよろしいのかどうか。よろしいでしょうか。

○委員長（向後和夫） そのようにお願いします。

○委員（神子 功） ということでよろしいでしょうか。

○委員長（向後和夫） はい。

○委員（神子 功） それでは、款ごとに質疑させてもらいますので、よろしく願いいたします。

まず5款です。労働費の関係になりますが、2点ほどここではお伺いをいたしたいと思っております。

ページは148ページ、第1点目ですが、勤労青少年ホームにつきましては、後段で出てき

ますけれども、18年度予算の中にパークゴルフ場の事業というのがございまして、それによって勤労青少年ホームを取り壊すということで、本会議でも説明がございました。そうしますと、労働費で予算組みされておりますこの事業につきましては、18年度以降なくなるというふうな判断ができるわけであります。

そこで、直接は関係ないと思いますが、勤労青少年ホームの中に旧旭市で持ち寄った資料が100点以上そこにおさめられているということがあると思います。解体をしますと、早速この資料をどうするかということで、その行き先が心配になるわけであります。有効利用ということからいたしますと、場合によっては生活学習課の方になるか、あるいは総務になるか、農水産課になるか、いろんな資料があると思いますけれども、いずれにしても勤労青少年ホームの中にその資料がありますので、それをより分けて有効利用をするという観点から、18年度予算に当たりまして庁内ではどのようなご議論がされたのかどうか、まず1点お伺いいたしたいと思います。

それからもう1点ですが、151ページです。労働諸費の目ですが、労働諸費の中に19節の負担金補助及び交付金、これが75万円の補助金が組まれております。これは旧旭市のいわゆる産業パークも含めた鎌数工業団地の中にあります雇用対策協議会ということで予算組をされているものと思いますが、ご案内のように合併をされたことによりまして旧干潟にあります工業団地、それから飯岡には工業団地という銘は打ってありませんけれども、工業団地に該当する企業の誘致がされておりますし、そういった意味では旧旭市と、それから干潟町、飯岡町、こういった工業団地という位置づけからいたしまして、もっと幅広く交流をしなければいけないのではないかなということが考えられますけれども、そういった意味で、この18年度予算組みに対しまして、旧来と同じような予算組みをただ検討したのかどうか、それとも全体的に検討したけれども、18年度については既存のものを残していくというようなことの話し合いがなされて予算組みをされたものかどうか、この辺お伺いしたいと思います。

以上2点お願いします。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、最初に勤労青少年ホームの廃止に伴いまして、現在収蔵してございます民具等の扱いでございますけれども、これにつきまして教育委員会並びに関係する課とこれから協議をするということで、過日の運営委員会の中で委員の皆様方からのご理解をいただいております。これからその扱いについては詰めていきたいと考えてお

ります。

それから、151ページの19節75万円の雇用対策協議会の補助金でございますけれども、従来50社を想定して補助金を想定してございましたんですけれども、合併を機会にこれを、失礼しました、当初35社で例年やっておりましたんですけれども、合併をしたということから、これを50社に拡大して予算化を図ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。勤労青少年ホームにつきましては、ご案内のように予算組みされておりますけれども、報酬で勤労青少年ホーム運営委員会も設置をされておりますし、今お話をいただきましたように、教育委員会の方で検討するというお話もありますので、十分意見を出していただいて、資料等万全な対応を含めて今後検討をぜひしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

それから、2点目の雇対協の関係でございますが、35社から50社ということのお伺いのもとに予算組みされたということでございます。大変結構なことだと思いますので、さらにこの雇対協については雇用対策という一環として幅広く雇用の創出になるような形でぜひ取り組んでいただきたいということで、この辺は要望にとどめて終わります。

次の款に移らせていただきます。

（発言する人あり）

○委員（神子 功） 失礼しました。そうすると、流れとしては……

○委員長（向後和夫） 一応説明終わってから。

○委員（神子 功） そうですか、分かりました。早目に手を挙げてください。こちら準備ありますので。そうすると委員長あれですか。

○委員長（向後和夫） 担当課長の全部説明が終わってから、あとは款ごとにとということでもってね。

○委員（神子 功） 質疑の方は一回一回やらせてもらってよろしいですか。

○委員長（向後和夫） はい。

○委員（神子 功） じゃよろしくお願ひします。失礼しました。

○委員長（向後和夫） それでは、担当課長の説明。

○委員（神子 功） じゃ、商工費の方で説明いただきましたので、そちらの方をご質疑申し上げます。

それでは、商工費の方をご質疑申し上げたいと思います。ページを追ってご質疑申し上げます。

第1点目ですが、181ページになります。先ほど企業誘致につきましては促進をされるということでご説明をいただきましたけれども、この事業の内容を見てみますと、説明の19、負担金補助及び交付金、これが1,100万円ということで、これはこれまでの例からいたしますと、誘致企業として企業が誘致された時に、その企業に対して奨励をするという措置ですから、来なければこれが不用額になってしまうということからいたしますと、企業誘致の促進事業ということを考えた場合には、啓蒙・宣伝とかいうことを全体的に考えますと、そういった意味では予算組みとしては県にお任せなのかなというような感がとれます。

そこで、県の事業でございますので、県で促進を十分図っていただきたいわけですが、旭としましても誘致企業を優良企業が来ていただくように18年度も頑張らなくちゃいけないような状況もございますが、この事業促進につきましては、旭市として情報の収集でありますとか、あるいはさらに旭市から他県、あるいは県内含めて各事業所に営業活動等をやることも必要かなというふうに考えられますけれども、そういった意味でこの企業誘致の促進事業についてはどういうお考えをお持ちなのかどうか、お伺いしたいのが1点目であります。

それから2点目ですが、183ページになります。観光費の中の19負担金補助及び交付金1,073万9,000円の予算が立てられておりますが、この中で負担金と補助金ということで2つ分かれております。簡単で結構ですから、負担金2つありますが、千葉観光プロモーション協議会負担金並びに国際観光テーマ地区推進協議会負担金ということでございますが、この協議会に対する負担金が全体的にどのぐらいで、旭市の持ち分がそれぞれ予算計上されておりますけれども、53万5,000円、5万円というふうな形になると思いますが、そういった意味で全体的なこの協議会に対する負担金についてお示しをいただければと思います。

さらに、その下にあります旭市観光協会補助金1,010万4,000円、この補助金でございますが、具体的に内容としては観光協会に補助するものについては一括補助ということになるのかと思いますが、この中で特に目玉となるような補助というものは観光協会の方から補助をいただきたいということから、どのような検討がなされ補助をなすような状況になるのかどうか、お伺いし、併せまして宿泊組合補助金というのが5万円組まれておりますけれども、額が少ないわけでございますけれども、これはどのような補助をするものなのかどうか、簡単で結構ですからご説明をいただきたいのが2点目でございます。

3点目ですが、185ページになります。先ほど課長の方からご説明をいただきました負担

金補助及び交付金で、「駅からハイキング」事業については分かりました。サマーフェスタ in 矢指ヶ浦補助金50万円、さらにYOU・遊フェスティバルの補助金537万4,000円というのがございますが、これは全体的にどのような事業費を組んで、それに対する補助なのかどうか、あるいはこの補助金で運営するものなのかどうか、内容的にもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

さらに、説明の4の観光施設整備事業、ただいまご説明をいただきましたが、15の工事請負費、ライトアップということでございますけれども、1月14日、これはどのようなライトができるかという、試験的に照明を行ったわけでございますが、具体的に照明灯についてはどのような形で設置に決まったのかどうか、この辺も含めてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

続きまして、187ページになります。説明の6の飯岡刑部岬の展望館維持管理費のうちの17公有財産購入費の関係でございますが、土地購入費の債務負担償還金ということで予算計上されておりますけれども、分からないものですから、これについては公有財産、いつごろ買い求めて、償還はいつごろ終わるのかどうか、全体的な負担する内容につきまして、経過も含めて簡単で結構ですからお伺いをしたいと思います。

同じページの説明の7です。長熊の釣堀センターの管理費、これが883万5,000円計上をされております。これは歳入の方で19ページに1,000万円の使用料ということで予算組みはされている内容でございます。ここで一番大事になってくるのは、観光を生かすということから、従来の長熊の釣り堀に来る方々だけの従来のやっていた事業をそのまま展開するということが今回検討をされたのか、それとももう少し幅広く長熊の釣堀センターに来ていただくということで検討を加えられていると思いますけれども、それも含めてこの管理については、例えばフナの放流とかいうことの事業もあろうかと思っておりますけれども、そういった点でフナの放流についてはどの程度年間に放流をしていくものなのかどうか。管理費の賃金ということでございますけれども、この管理の賃金についてはどういった管理をお願いするのかどうか、この辺も含めてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） ただいまの神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、ご質問のありました件につきまして、ただいま資料を若干調整して、また集める部分もございますけれども、手元にある資料でお答えさせてい

ただく部分だけを最初にご答弁申し上げます。

まず、181ページの企業誘致の活動費でございますけれども、これにつきましては1,154万円は企業誘致を図った際の奨励措置ということで、これは排水処理施設並びに緑化事業等を施行した場合への企業への補助金、奨励金という形で交付するものですが、取りあえず1社分約1,000万円分を計上させていただきました。

それと、実際に企業誘致の促進のための活動費でございますけれども、100万円を一般会計の方から、これは土地開発公社の方へ活動費として補助されております。本来の土地開発公社の業務とは直接関係ございませんけれども、一応公社の場合には工事の先行取得とか過去の鎌数工業団地等の用地の買収等の関連もございましたので、取りあえず企業誘致に対します活動費については公社の方の予算へ100万円を補助いたしまして、公社の中でこの活動に当たるということで、これは活動費として100万円をそれぞれ旅費並びに交際費的なものに張り付けてあるものでございます。

それから、183ページの負担金等につきましては、ちょっと今資料を調整しますので、後ほどお答えしたいと思います。

この中で宿泊組合の5万円は、これは旧飯岡地区にございます宿泊組合の運営費として5万円を助成するものでございます。

それから、185ページでございますけれども、最初に申し上げましたライトアップの説明でございますけれども、委員さん現場に来ていただきましてご案内かと思っておりますけれども、あの場所は非常に夜景もすばらしい場所であるということから、夜景の眺望に影響のあるようなライトの向きとか、そういう当て方によっては夜景に支障が出るだろうということから、夜景の方へ影響の出ないような方向からライトを2か所か3か所ということで、実施の際にはそれを確定していきたいと思っております。試験照射の際には4方向から照射したんですが、これだと確かに明るくなりますけれども、せっかくの夜景が損なわれるということから、これを、ただいま申し上げましたように、夜景に影響のない2方向か3方向かに今後絞っていきたく、このように考えております。

それから、187ページの公有財産等につきましても、これにつきましては後ほどこれもご回答させていただきたいと思っております。

それから、187ページの長熊の関係でございますけれども、歳入でたしか1,000万円ほど見込んでございます。これにつきましては、入場料を大人を1人1,000円という形で徴収しておりまして、年間だいたい1万人来るということで1,000万円を計上したわけでございます。

けれども、この主な歳出でございますけれども、あの現場に2人の臨時職員を雇い上げてまして、この日常の管理を行わせております。それで、主なものはこの管理人の雇い上げ賃金並びに原材料費でありますへラブナの購入費等でございます。

あと何点かにつきましては、資料を今調整次第回答をさせていただきたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 187ページの公有財産の購入費については今お分かりになりますか。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） ただいまの土地購入費でございますけれども、これはお話の出ています上永井地先の公園を整備する際に用地を購入したものでございまして、終了年度が平成21年度で終了するものでございます。

この県土地開発公社への負担する分ですけれども、公園の用地整備ということで、2か年度にわたりましてこの事業を行ったわけでございますけれども、最終は平成21年、それとこの前に20年に1本終了するものでございます。

それと183ページ、19節の負担金補助及び交付金の中の旭市観光協会補助金でございますけれども、この内訳でございますけれども、まず市民七夕まつり750万円、それから旭市観光協会の事務費といたしまして174万円、それから旧飯岡の観光協会の方の事務費として86万4,000円の内訳となるものでございます。あと協議会負担金の関係については、今資料を調整しておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、資料の調整についてはまた後ほどまとまった時点をお願いをしたいと思っております。

183ページの宿泊組合の補助金ですが、これは宿泊組合というのが実際組合のうちこの組合員に所属している件数といいますか、どの程度になる。例えば5件なのか10件なのか、その辺ちょっと参考にお伺いいたします。

185ページについては分かりました。照明については分かりました。

187ページの公有財産の購入費の関係でございますが、そうしますと面積がどのぐらいであって、全体予算があって、それについて18年度が計上されている425万4,000円ですけれども、残りについては償還金としてどのぐらい残っているものかどうか、これもできればお伺いしたいと思います。

それから、長熊釣堀センターでございますけれども、年間に1万人ぐらい予定されて、賃金で2人採用して管理に当たるということで、ヘラブナの放流も含まれているということでございますが、ここは要は予算的に収入としてこれだけ見込めるような、唯一収入が見込めるような旭市になったわけです。ここは袋公園と違いまして有料で管理をされているわけですが、もう少し管理が行き届いたことにすればもっと人が来るということも予測されます。できましたら袋公園と考え合わせまして、ここで収益を得たものについては現在袋公園というのがありますけれども、ここでは自主団体の方々がヘラブナを放流しているということもありますし、市でも補助をしてヘラブナを放流するという、そういったことも伺っているわけでございますけれども、せっかく観光という資源を持っている長熊の釣堀センターでございますので、将来的にここをもう少し検討していただいて、整備をするものについてはどういった整備が必要かどうかということも十分調査をしていただいて、それで人が来るように、いわゆる交流人口を増やすという位置づけから、これについては十分検討していただいて、それでヘラブナの放流についてもそれによって予算組みができて、しかも袋公園にもヘラブナの放流ができるような、そんな体制ができたらいいなと個人的に思っているものですから、十分に今後検討していただきたいということで、これは要望にとどめたいと思います。よろしく願いいたします。

以上、資料がまとまり次第、報告についてはよろしく願いいたします。

○委員長（向後和夫） 観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、最初に民宿組合の組合員数でございますけれども、183ページになります。この5万円の補助金でございますけれども、組合員数は現在4名でございます。過去10名足らずあったんですけれども、だんだん淘汰されてきて現在4名なんですけれども、この4名そのものの会員の方々も非常に行動力があまして、カキまつり、それからフグまつり、アンコウまつり等のイベントを仕掛けながら、旧飯岡地区の観光振興策に励んでいる方ばかりでございます。

それから、土地の購入負担金でございますけれども、これの現在高、現在の残高でございますけれども、2本で約1,300万円でございます。

それから、最後に長熊公園の整備ということでお話がございました。幸いにも場所に桜が相当数植えられております。そういうことを考えまして、今後その辺の環境整備を図っていくということで、それから釣り桟橋等の改修も徐々に行っていきたいと考えておりますので、総合的な整備計画についてこれから詰めていきたいと、このように考えているところでござ

います。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） それでは、ほかに質疑はございませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 3点ほど。

182ページの土地開発公社に対する助成金ですか、補助金ですか、100万円になっていますけれども、前々から思っていたんですが、これ商工開発、商工観光ですけれども、開発公社の職員というのはダブっていますよね。そういうことで本当に力を入れるのは商工観光の方でやるんですか。土地開発公社の方でやるんですか。両方とも逃げるような感じになると思うんですよ。市長は前々から企業誘致を進めたい進めたいと言っておりますが、実際には今回の伊藤園が市長就任以来初めてだと思うんです。であれば、もうちょっと予算づけをするとか、常駐してでも企業誘致をするとか、そういう予算をするべきであって、そこに来たら1,000万円を提供しましょうというより、その予算を本当は来るために使うべきではないかと思うので、前回もそういうことは、旭市の時にも言ったんですけれども、その辺のことをちょっと、もう一度商工観光としてはどう考えているか聞きたいと思います。

それともう2点ですけれども、もう1点は183ページの先ほどの神子委員の質問と同じなんですけれども、違う面から補助金、旭市観光協会の補助金が明細で分かりましたけれども、これ7月1日から市は合併しておりますが、観光協会は合併しているのでしょうか。それと、事務費として174万円に86万円があるというのであれば、これは支部としてそういうふうに移しているんですか。その辺のこともちょっとお聞きしたいと思います。

それとあと185ページのライトアップの件なんですけど、先ほどから話を伺っていますけれども、期間、いつからいつまでやるのか、それとライトアップをしましたよというような周知、この点についてはどのように考えているんですか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、182ページになりますけれども、土地開発公社に關しますところの補助金及び交付金のこれらの目的でございますけれども、企業誘致の活動費をここで促進事業費補助金という形で100万円、これは土地開発公社の方へ補助をいたしまして、そちらでの誘致活動に当たるということですのでけれども、この当たるスタッフでございますけれども、商工観光課の中に工業振興班という班がございまして、職員3名がこれに当たります。そのほか土地開発公社の方のプロパーといたしまして、1名の職員を雇い上げて

ございますので、都合4名になりますけれども、観光商工とは別の班という組み立ての中でこの誘致活動を行っているものでございます。

それから、183ページの観光協会についての補助金、旧旭市、旧飯岡町地区への観光協会がありますこちらへの補助金でございますけれども、現在新市が旭市ということでスタートしたことに併せまして、この両観光協会も合併をしようということで、現在その調整が図られております。合併の期日はこの後また決定してくると思っておりますけれども、この予算編成の時期では従来両協会への補助金という形で予算計上をさせていただいているものでございます。

それから、185ページのライトアップの関係でございますけれども、期間、これは通年でやるということも考えていたんですけれども、再三お話し申し上げておりますように、夜景が非常にいいということから、この夜景の眺望できる時期、11月くらいから2月くらいまでの期間についてはライトアップを自粛しようということで、それ以外の時期をとらえてこの事業を推進していきたいと思っております。

なお、この周知等につきましては十分マスコミ等を利用しながら、さらにインターネット等でこれを知らしめていきたいと、このように考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

そうすると、先ほどの観光協会の合併につきましては4月以降ということでございますね。ということになるとこれは各今まであった、今のところ支部とかそういうことはないんですけれども、旧旭市と旧飯岡町にだけ事務費として補助金として出すということで、合併した場合には多分事務的なところではダブるところがあると思うんで、その辺の調整はぜひ商工観光の方でやっていただければ、もうちょっと効率的な運営ができるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） ないようですので、6款について担当課長、説明をしてください。

農水課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、6款、ページ数で154ページから説明をさせていただきます。主な事業等につきまして、はしょって説明をさせていただきます。

最初に、ページ数で大変恐縮ですけれども、158ページをお開きいただきたいと思います。158ページの中に、説明欄の所に13委託料、旭市農業振興地域整備計画策定支援業務委託料というのがあります。600万円です。これにつきましては、農振計画の見直しを18年から3年間かけてやろう、そういう事業でございます。ご承知のように、農振法につきましては農業をする所の地域と開発をする所、それをいろいろ色分けしまして、農業をする所につきましては国・県と市で積極的に支援をする。ただ、開発等につきましてはここである程度の規制があります。1市3町が合併しまして、古い所につきましては19年間見直しをしていない、そういう地区もありました。そういうことで、18年度から見直しの業務をしていきたい。特にこれにつきましては、都市計画との整合性をとりながら実施をしていく予定でございます。

159ページの方をご覧くださいと思います。一番上から3行目から、いきいき旭・市民まつり、あるいは海上産業まつり、ふるさとまつりひかた、3つの祭り関係の補助金を記載させていただいております。合併をしまして祭りは1つの市で1か所でやったらという、実はあるわけですけれども、またまたそれとは反対に地域地域のいろんないいものもある、そういういいものを地域でいろいろ祭りで紹介していきたいな、そういう思いのある方もいろいろいます。いろんな所で反省会をやってきました、18年につきましては平成17年と同じように実施をしていきたい、そういうことでやっております。

既に日にち的には一部報道等からも問い合わせがありまして、予定としましてはいきいき旭・市民まつりにつきましては11月5日の日、日曜日に実施をしたいな、あるいは海上の産業まつりにつきましては11月23日の祝日、あるいはふるさとまつりひかたにつきましては11月12日の日曜日、こういうことで11月に集中をしちゃうわけですけれども、一部11月に全部集中しないでという話もあったわけですけれども、いろいろ意見を聞いて見ますと、10月辺り、あるいは9月辺りにやりますとお客様がなかなか来づらいよ、特に9月は農作業で忙しいとか、あるいは10月はいろいろ旅行で忙しいから11月が一番人が集まるんだ、そんな思いもいろいろ地域での反省会で今こういう形で18年のやりたいところで考えております。

その次のページ、160ページをお開きいただきたいと思います。160ページの中段辺りに水田農業構造改革推進事業1,402万2,000円計上させていただいております。これはいわゆる水田での生産調整推進の事業でございます。今相当生産調整が厳しくなってきました、平成18年度、本年予算につきましても、昔と違いまして現在は作っていただく数量をお示しする。どうも減反という面積での表現はまずい、そんなことであるわけですけれども、実は本年につきましては昨年から比べますとパーセントで87.6%、実は12.4%は昨年よりも数量を減ら

せと、そういう指示を県からいただいております。現在、各地区ごとに18年につきましては昨年までの数量、それを勘案しまして各地区ごとに配分等をさせていただき作業を進めております。市全体では約4割、40.7%近くの休んでいただく面積の配分になる、そういう予定で現在配分をしております。ただし、平成17年に転作をやった方につきましては、これはいろいろ考慮しようということで、17年、完全に転作を実施した人につきましては面積を据え置きというような形で、やっていただく方、協力していただく方にはある程度優遇措置を講じよう、そういう傾斜配分を現在考えております。

この1,400万円の主なお金につきましては、市単独で転作作物を作っていたいただいた場合に対しましての補助金でございます。主に麦、あるいは大豆、あるいは飼料作物ということで、主に稲のホールクロップサイレージ、そういうものに対しまして10アール当たり、稲のホールクロックですと2万円、そういう単価補助をさせていただき予定でございます。これとは別途に、国から直接交付されるお金、これが旭市は他の市よりも優遇されていまして、10アール当たり6万円という数字が直接国から農業者に支払われる部分がございます。

それと申し訳ありません、161ページの方をお開きいただきたいと思っております。この中に農業活性化推進事業の所で433万3,000円ほど計上させていただいております。主なものとしましては、説明欄の19、下の方にあります。下から5番目です。地域農産物地場消費活動補助金、これが50万円計上させていただいております。これにつきましては、旭市のいろんな農畜産物、そういうものにつきましていろいろリーフレット、紹介をしよう、あるいは直売等の日を決めてどこかで旭市の農産物売れるといいな、そういう考えで事業を考えております。その際のいろんなもてなし等もこの事業の中で実施をしたい。

それと、ベンチャー農業支援事業でございます。これにつきましては、農業経営をやっている中でどうしても一番先にやる方がなかなか損をして、2番目、3番目にやる方がもうかる、そういうものがあるなど。最初にやる方、いろいろきっかけも必要だ。そういうことで、新しい作物、あるいは新しい技術、そういうものに取り組む際に1件当たり15万円、そういうような補助金を用意させていただき、そういう形で計上させていただいております。

それと、地産地消推進事業の補助金、これは30万円でありますけれども、地元の農畜産物、あるいは水産物、これらを地元で消費をするような運動。特に学校給食へのいろんな試験提供、あるいは学校給食での栄養士の先生方にも現場をいただく、そういうことで考えています。それと、18年は特に旭市にあります旭中央病院にこの農産物がどうにか入れないかな、そういう仕掛けをこの事業の中で考えたいというふうに考えております。

さらに、ページ数で163ページをお開きいただきたいと思います。163ページにつきましては、一番下の方に経営構造対策事業2,879万1,000円を計上させていただいてございます。これにつきましては、旧干潟地区で1か所ライスセンター、それと旭地区の富浦地区の方で堆肥センター、これらを国の補助金を使いまして施設導入を図りたい、そういう事業でございます。国から事業費の2分の1交付されまして、そのままの金額を市から農業団体の方に交付をする、そういう事業でございます。

さらに、164ページの方をお開きいただきたいと思います。164ページの説明欄の14耕畜連携基盤整備実験事業600万円ほどあります。これにつきましては、現在家畜堆肥をいかに有効利用しようか、これが大きな問題になっております。これを土地改良を実施している土地、事業の中で家畜堆肥を入れられないか、そういう実験事業を干潟地区で現在実施しております。特に畑じゃなくて水田の堆肥を入れたい、そういうようなことで国から600万円来まして、そのまま農業者に600万円使っていただく、全額国庫補助でございます。現在、国の中で4か所実験事業をやっております。18年が最終年度になります。この取り組みいかんで国の方で19年からこの事業の本格化、そういうものもご検討いただく予定になっております。そういうことで、国から来ました600万円をそのままほ場への堆肥散布、そういうものに助成をするものでございます。

それと、15の先進的園芸農産地づくり事業でございます。これにつきましては、一部市内の農業者が土壌消毒の機械を導入したい、あるいは飯岡地区でイチゴ生産組合がパイプハウスを導入したい。そういうものにつきまして県単の補助事業で市と県で3分の1を補助をする、そういう事業でございます。

それと、16ページに環境にやさしい農業推進対策事業166万7,000円を計上させていただいてございます。これにつきましては、旧飯岡地区の方でフェロモントラップを使いまして病虫防除をしたい。ご承知のように、フェロモンというものは雌が雄を何か呼びこむ、そういうにおいを発散させて害虫を少なくさせる、そういうものでございます。農薬を使わないで、環境を侵すことがないような形で農業推進を図りたい。これもやはり県単の補助事業でございます。

あと165ページの方をお目通しいただきたいと思います。19の説明の所に負担金補助及び交付金というものがございます。この中に畜産環境総合整備統合事業負担金というものが2,000万円計上させていただいてございます。これにつきましては、平成17年から旧干潟地区の方で19戸の養豚農家、あるいは肉牛農家が集まりまして、6つのブロックに分かれまし

それぞれふん尿の処理施設を国の支援をいただいて現在実施しているものでございます。補助率につきましては、国が50%、県が20%、市が8%、合わせまして78%の補助で畜産農家の施設整備を進めているわけでございます。

現在この事業につきましては、土地改良事業と同じように公共事業というような位置づけで、本来行政がやる、そういう位置づけで国では支援していただいております。そんな形で、国・県が70%、市が8%というようなことで、高い補助になっております。17年から5年間かけて、約10億円のお金をかけて整備をします。その2年目の事業でございます。

それと、165ページの方をお開きいただきたい。この中に、下の方に3、バイオマスの環づくり推進事業2億3,966万8,000円という金額がございます。これにつきましては、旧干潟地区にあります県の畜産協会が所有しております敷地、ここに豚のえさの飼料工場を造りたい、そういうことで現在進んでおります。約5億円近くの事業費を持ちましてこれを造る。これにつきましては、セブンイレブンさん等から出ます販売期限が切れました弁当類、こういうものをここに持ち込みまして、冷温保存で持ってきまして、それを液状の肥料にしまして、それを養豚・畜産に与えながらえさの効率的利用を図る、そういうものでございます。

さらに、事業の中ではできた肉につきましてはセブン、あるいはイトーヨーカドー等が購入をしたい。それと併せまして、出た堆肥等につきましては地域の稲作、あるいは野菜農家が購入をしまして、それを基にしまして作った野菜、米、これをできればセブンイレブングループ、こういう所で買っていただくというような形で、輪づくり事業、そんな形で進めております。

それと、4番目にさわやか畜産総合展開事業4,876万6,000円計上させていただいております。これにつきましては市内2か所、1か所は肉牛の農家、1か所は養豚の農家でございます。これのふん尿処理対策につきましてはの県単、あるいは市の補助金でございます。県から50%、市から16.6%、こういう補助事業の中で実施をさせていただくものでございます。

あと1枚めくっていただきまして、166ページの方をお開きいただきたいと思っております。この中に中段辺りに説明欄で農道等維持管理事業345万1,000円というのを計上させていただいております。これは駒込地先の農道整備を予定させていただいております。

それと、167ページの下の方であります5番目の農村総合整備事業1,541万1,000円、これにつきましては中谷里地区の約400メートルの農道を舗装したい。国から50%、県から25%、市から25%、そういう補助体系で事業を実施するものでございます。

さらに、168ページにつきましては6番目の基盤整備促進事業917万9,000円、これにつま

しては飯岡地区にあります玉浦川の整備、特に舗装復旧工事等を18年に予定をしたい、そういうふうなことでございます。

さらに、169ページにつきましての7番目の県営担い手育成基盤整備事業4,204万円でございます。これの主なものとしましては、富浦地区の現在実施していますほ場整備、これに対しまして事業費の10%を市の方で補助をさせていただきたい、そういう事業でございます。

あと、8番目の公益農業基盤整備事業につきましては1億1,785万9,000円、これにつきましては萬歳2期地区、あるいは萬力地区、あるいは東城神代地区、さらには現在推進しております萬力2期、あるいは椿海地区、これらのほ場整備事業の負担金等でございます。

それと、9番目に仁玉川の補修事業、これが125万8,000円ということで計上させていただいています。市のわきを通ります水路であります。特にサンモール、近くの川がどうも傷んできていると、これを早目に手当てをしなきゃいけないというようなことで、県営事業で現在補修事業をできないか、そういうことで県にお願いをしてございます。そのいろんな形での計画等に際しまして協議会へ補助をしている事業でございます。

あと、170ページをお開きいただきたいと思います。170ページには13番目に平成18年から始まります農村環境保全向上活動実験事業ということで、124万3,000円ほど計上させていただいてあります。実は国の方では平成19年から、特に農村計画の見直しの中で地域にある資源を大事に活用しよう、そんなことで土地改良施設、道路・水路等の補修作業等につきまして国・県・市が支援をする、そういう制度を実は19年から立ち上げる予定でございます。お金的には田んぼで国が10アール当たり2,200円、県が10アール当たり1,100円、市が1,100円と、合わせまして10アール当たり田んぼ4,400円、そういうお金を各地区に支援をしまして、農業者のみならず地域の住民の方々にも入っていただいて、地域のいろんな農業施設の保全活動を実施する。それに際しまして、市の中で川口コープと西琴田地区、この2か所につきまして18年実験事業を立ち上げたい。この実験事業を基にしまして19年から本格的に国が支援に乗り出す、そういうような予定でございます。先ほど言いました4,400円のうちの市の4分の1、1,100円について124万3,000円を協議会の方に補助をするものでございます。

それと、171ページからにつきましては林業総務費が計上させていただいております。特にこの中の1の林業総務費の中に、ご承知いただきたいのは消耗費の中には門松カード、毎年暮れに全戸に配布をさせていただきます、1戸当たり2枚ですか、これが実は林業の中から計上させていただいております。これは松をあまり切らないでいただきたい、そういう趣

旨のもとに門松カードを配布させていただいているものでございます。

171ページの下の方の保安林の植栽事業、これにつきましては平成18年、486万円ほど計上をさせていただいています。特に18年につきましては、旭市の海岸地域の250平米近くの所につきまして植栽をやっていききたい、そういうことでございます。

それと、173ページの方をお開きいただきたいと思います。この中に19の負担金補助及び交付金の魚類調査船くろしお号調査負担金、いろいろ漁業者の方、朝早くから沖へ出るわけですけれども、その前に何か2時くらいに出て、魚がどこにいるか、それを調査する船がある。これに対して協議会等を設けてあります。そこに対して30万円ほど負担をさせていただくものでございます。

さらにめくっていただきまして、174ページでございます。3目の漁港の管理費の中に飯岡漁港航路浚渫事業というふうなことで計上させていただいております。これはどうしても漁港の中に砂がたまる、そういうふうなことで県が実施をします事業に対しまして市が負担をする、そういうものでございます。

さらに、175ページに漁港建設費というものが水産基盤整備事業1,100万円ほど計上させていただいております。これは飯岡漁港の西堤防というのがありまして、現在堤防の中には入れないようにしてあります。ただ、入れないようにしてあるんですけれども、どうも釣りをやるのにはいい所だというようなことで、かぎを壊したりしてよく入っていくケースがある。あれを逆に使えないかというようなことで、あそこの堤防をこれから国の方で整備をしたい。その整備をする中で、入れないんじゃなくて入れるようにしようと、入れるようにしながら遊歩道を造って、逆に釣りもしていただくような、そういうようなことで国の方が考えて現在整備を進めております。

そういうようなことで、今まで入れなかったものを漁港の中の堤防を釣りや遊歩道に使えるような堤防にしたい、そういうような形の事業、国・県が実施します事業の中で市が11%を負担をする、これが第1種漁港の負担金であります。その分でございます。

以上、早口で申し訳ありません。農林水産業費等に関しまして説明を終わります。

○委員長（向後和夫） 議案審査の途中ではありますが、ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○委員長（向後和夫） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6款につきまして質疑がございましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、6款の農水産の関係につきまして、ただいま課長の方から詳しく説明をいただいた部分がありますが、それ以外で説明がなかったことについて若干ご質疑申し上げたいと思います。ページを追ってご質疑申し上げます。

まず154ページでございますが、農業委員会の関係になりますのでよろしくお願いたします。

農業委員会費の方の予算の中で、これは歳入との関係もあるものですから若干お伺いするわけですが、県の支出金で歳入の方では農業委員会の財源的に559万7,000円ということの支出金があるわけでございますが、これらを見てもみますと、今年度の財源の内訳として農業委員会では県の支出金が114万2,000円ということになっております。したがって、財源の割り振りにつきましては何か変わったことがあるのかどうかお伺いしたいのが1つでございます。

それから、諸収入の関係の財源の内訳ですが、これは歳入の関係で115万9,000円ということで、農業委員会費の諸収入で100万円、次のページ、156ページで諸収入で55万9,000円ということの本年度の財源の内訳になっておりますが、これを足しますと155万9,000円になりますので分かるわけでございますが、農業総務費にこの55万9,000円というのはありますけれども、これは農業者の年金業務受託収入ということで雑入に入っていると思うんですが、これが155万9,000円で、農業委員会費と、それから農業総務費に振り分けてあるものと思えますけれども、この辺の関連につきましてお伺いしたいと思います。これが2点目です。

159ページ、真ん中ごろの農業後継者の育成事業446万8,000円の中の負担金補助及び交付金442万円の就農者の研修支援事業補助金というのがあります。これにつきましてはどういう事業の補助をするものかどうか、簡単で結構ですから、どういう内容をしていくものか、それと補助金だけでこの事業を進めるものなのかどうか含めてお願いをしたいと思います。これが3点目です。

169ページになります。一番下の方にあります説明の10、土地改良事業費の償還負担金1億2,045万8,000円、多くは国営の大利根用水農業水利事業負担金というのが大きいわけでご

ございますけれども、この償還についての全体的な流れ、そしてまた償還金があとどのぐらい残っているのかどうか、概略ご説明をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

農業委員会。

○農業委員会事務局長（野口徳和） それでは、お答えいたします。

まず歳入の関係で、農業委員会交付金、これ歳入の方27ページになりますけれども、559万7,000円、これの歳出の方の充当の関係でございますけれども、まずページでいきますと154ページの方に農業委員会支出ということで、県支出金114万2,000円が充当されております。それと、156ページの県支出金449万5,000円ということで、559万7,000円のうち114万2,000円を農業委員会費の方に充当、残りの449万5,000円を職員の人件費関係に充当ということになっております。

それから、歳入のもう一つの諸収入の関係でございますけれども、これにつきましては歳入の38ページに雑入の所に5番の農業者年金業務受託収入155万9,000円がございます。この充当先につきましては、先ほどの154ページの本年度の財源内訳の所の諸収入に100万円を、それから156ページの本年度の財源内訳の諸収入に55万9,000円を充当というふうに分けてございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、ご質問に対しましてお答えさせていただきます。

159ページの農業後継者育成事業の関係でございます。この中でご質問がありました就農者研修支援事業補助金でございます。442万円、内訳でございますけれども、実は旧干潟地区で新規就農者に対しまして就農支援金、これを支援しておりました。平成18年から、17年からはそういう方々には大して予算計上しておりませんけれども、過去にしたものについて5年間ですか、継続して支給をする、そういうものが残っておりましたので、それに対しまして年間10万円、これは実は25人認定した方がございます。これにつきまして250万円。

それと、新規就農者里親支援事業ということで、農業後継者が研修に行った際、あるいは市内で農業研修生を受け入れる、そういう方々に対しまして月2万円、1年間で24万円ですけれども、これを8人見込みまして192万円計上をさせていただいてございます。特にこの事業とは別に後継者に対してもこれだけじゃなくて、先ほど説明しましたベンチャー支援と

というようなことで、特に若い後継者、新しい事業をやりたいという意欲ある方がいます。こういうような事業で支援をしていきたい、そういうにも考えております。

それと、ご質問がありました169ページの土地改良事業償還負担金の関係でございます。内訳的には国営の大利根用水事業の農業水利事業に対しまして、これは平成19年まででございます。これに対しまして約1億100万円ですか、やります。それとかんがい排水事業秋田川地区ということで、これは平成20年まで、これにつきまして964万円、それと東総用水の県営事業に対しまして、これは平成41年まででございます。1,803万3,988円、こういう事業を予定させていただいております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明が終わりました。

○委員（神子 功） 農業委員会の関係ですが、そういったことだと思って質疑したんですが、そうしますと歳入に載っております雑入は農業者の年金の業務ということで、これについては事務的な部分を農業総務費ということで扱っているというふうに判断できるわけですが、それでよろしいのかどうか、確認だけをお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和） そのように事務的なものと双方に振り分けて充当しているということです。

○委員長（向後和夫） 6款につきまして、ほかに質疑はございませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 農業委員会の方なんですけれども、委託料として電算業務委託料ということで結構なお金がありますけれども、これは今回の農振法の見直しによる事務の多さからこういうことで計上しているのか、それとも毎年このくらいの業務委託はしているのでしょうか。

○委員長（向後和夫） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（野口徳和） 農振のこととは別でございまして、今、農家台帳システム、これが各旧市・町ばらばらでございまして、その電算統合化するということで載せてございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） なければ8款について担当課長説明してください。

商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、先ほどの神子委員の質問で資料が調整できましたのでご回答したいと思います。

183ページの19節の負担金補助及び交付金の中の千葉観光プロモーション地区協議会でございますけれども、これは観光立県千葉の名のもとに観光客の誘致活動に資するために協議会を設置いたしまして、これの18年度の協議会の負担金総額が1億500万円でございます。このうち旭市の方で53万5,000円を負担するものでございます。これは観光客の入れ込み客、それから宿泊客等の人数割合によって53万5,000円が試算されたものでございます。

続きまして、その下の国際観光テーマ地区推進協議会負担金でございますけれども、これは協議会の総事業費が300万円でございます。これは県下32市町村が加入しておりまして、当旭市の負担金が5万円となっているものでございます。

続きまして、185ページ、これの19節負担金補助及び交付金の中のサマーフェスタ in 矢指ヶ浦補助金50万円でございますけれども、これは総事業費が60万円です。毎年行っております。それで、この事業主体が旭市観光協会の矢指支部となっております事業に50万円を補助するものでございます。

その下のYOU・遊フェスティバルの補助金537万4,000円でございますけれども、総事業費が980万円、実施主体といたしましてはフェスティバル実行委員会がこの事業をとり行っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） それでは8款について担当課長、説明してください。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 8款につきましては、建設課と都市整備課分がでございます。初めに建設課分をお願いします。

190ページからになります。190ページからなんですけれども、開いていただきたいのは192ページです。192ページ、2目国土調査費でございます。これは地籍調査でございます。干潟地区、全体としては17.34平方キロメートルという面積を調査するわけでありましてけれども、18年度はそのうちの0.73平方キロメートルということでありまして、萬力地区であります。

ページをめくってもらいまして、196ページをご覧になっていただきたいと思っております。

番上、括弧で道路維持費とありまして、それを右に追っていきますと15節の工事請負費であります。今予定している主な所を発表したいと思います。旭地区につきましては、溜下から元締に通じます赤座養鶏場の前の通り、それから海上地区につきましてはサンデールゴルフ場からセブンツーゴルフ場に通ずる道路。それから、飯岡地区につきましてはこういう言い方をしてはどうかと思いますけれども、親不孝通りの通り、干潟地区につきましては入野から秋田に通じる農道という所を今予定しています。

それから197ページ、これの説明欄の中段辺りに15節工事請負費ってありまして、工事が3種類ございます。道路改良と道路舗装と道路排水というのがあります。これは今予定しています路線の数だけでお知らせしたいと思います。道路改良につきましては7路線、道路舗装については6路線、道路排水については24路線を選んでおりまして、その中からこれから決定するというものであります。

それから、198ページをご覧になっていただきたいと思います。説明欄4番の中央病院アクセス道路の関係でございます。13節の委託料の所です。上から7,700万円、下が6,000万円、この辺の内訳を説明したいと思います。

7,700万円の方は、中央病院には南北道と東西道がありますけれども、南北道の測量とJRをまたぐ跨線橋の予備設計分と、東西道、川島歯科から中央病院に通じるこの道路、合わせてこの金額です。もう一方の6,000万円の方は、川島歯科から飯岡バイパスに向けての、またこれ議案第45号で出てきますけれども、この路線であります。

それから、199ページに移ります。説明の中段辺りに6、防衛施設周辺民生安定事業、これは恵天堂忍坂から埜新町に向けての道路を整備しております。16年度、17年度で約半分終わりました、残りをこれから18、19と行っていくものであります。全体で2,200メートルありまして、17年度までは1,100メートル終わっています。その残り分を18年度からやるというものでございます。

説明は以上です。

○委員長（向後和夫） 8款について担当課長の説明が終わりました。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 203ページをお願いいたします。図面よろしいですか。場所を確認していただきたいんですが、谷丁場遊正線でございます。最初、この事業の概要についてご説明させていただきます。

この都市計画道路谷丁場遊正線でございますが、昭和52年に都市計画決定を受けておりま

す。幅員が16メートル、延長2,970メートルでございます。この事業はそのうちの中で国道126号線から南側でございます。イタコ自販から南側へJRを横断しまして、市役所通りまでの区間約900メートルでございます。総事業費は18億円でございます。

それから、まだ事業認可を取得してございませんが、平成13年度から予備設計等を行いながら事業用地の取得を行ってきてございます。現在までの用地取得は全体取得面積約1万5,000平米のうち約4,000平米を取得してございます。取得率は約27%となります。今後都市計画の変更を行いながら、平成19年度には事業認可を取得しまして、事業認可期間5年間で平成23年度末の完成を目標に事業推進を図ってまいりたいと考えています。

それから、予算について説明をいたします。

13節の設計業務委託料787万5,000円でございますが、これは予備設計はできておりますが、計画変更がございますので、これを修正し、本設計にするための業務委託費でございます。それから、その下の測量業務委託料840万円でございますが、これは道路全体の測量はしてございますが、1筆ごとの測量はしてございませんので、今回1筆ごとの測量をするための業務委託費でございます。土地の取得につきましては、土地開発公社による先行取得でございます。

それから、205ページをお願いいたします。説明欄2の公園維持管理費の13節委託料の清掃等委託料644万7,000円でございます。これは公園14か所の草取り、それからトイレ8か所の清掃料でございます。シルバー人材センターを活用してございます。それから、同じくその下の公園維持管理委託料3,000万円は、公園16か所の年間契約の委託料でございます。委託業務の内容でございますが、清掃、除草、剪定、薬剤防除、施肥等でございます。

主な公園を申し上げますと、旧旭市内では袋公園、旭スポーツの森公園、旭文化の杜公園、川口沼公園等でございます。それから、旧干潟町では萬歳自然公園、旧海上町では海上中央公園、海上コミュニティ運動公園、それから滝のさと自然公園でございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明は終わりました。

8款について質疑ありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、2点ほどお伺いいたします。

197ページでございます。説明の3、排水路の整備事業6,100万円ほどでございますが、これについては18年度どのような計画をされるものかどうか、お伺いをしたいと思います。こ

れが1点目です。先ほど説明をいただいたんですが、はっきり分からなかったものですから、もしも同じ質問であればちょっとご容赦いただいてよろしくをお願いします。

199ページです。防衛施設周辺の民生安定事業につきまして、これは主要事業でも載ってありましたけれども、初めて聞くものですから、内容的にもう少し詳しくご説明をいただきます。なお、ダブってありましたら失礼いたします。

以上2点です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、ご質問の197ページからご回答申し上げます。

197ページの排水路整備事業でございます。これは大きく分けて2つございます。清滝バイパス絡みの岩井排水路と、去年というか、17年度から18年に送りました椎名団地の排水整備でございます。岩井排水路につきましては委託関係が主でございます。ページをめくってまいりますと、15節の工事請負費は椎名団地でございます。椎名団地は約500メートル分がこれに当たるわけでありまして。すみません、前後して申し訳ございません。岩井排水路の委託料につきましては、詳細設計とか測量関係でございます。工事関係はまちづくり交付金といって、国の補助金を有効に使おうかなというふうを考えております。工事請負費の中には岩井排水路はありません。

それから、199ページですけれども、防衛施設周辺民生安定化事業、これは道路整備と割り切ってください。道路整備ということで、先ほど言いましたように、恵天堂の坂から塙新町の十字路まで今やっている工事であります。ですので、この2期目になりますよということとであります。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ただいまご説明いただきました198ページの椎名団地につきまして、もう少し詳しくお伺いしたいんですが、今回500メートルの工事を行うという予定を組んでいただきました。これは懸案事項で、住民の方々もさぞ方向づけができたのかなというふうに見える状況でございますけれども、今後につきまして、椎名団地につきましての工事についてはどのような推移をしていくものかどうか、方向づけにつきましてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、198ページの椎名団地の地域排水工事でございます。これは先ほど500メートルと申し上げましたのは、3年に分けてやろうかというふうに考えております。全体を3年に分けて行うものでございます。もう既に17年度で地域との話し合いは進んでおります。それで、水路の場合には下手から行うわけです。文化会館の所から工事を始めるということでもあります。

ちょうど同じページの22節の所に補償補てんがございますけれども、これは県道にNTTとか水道とかガスとかのいろんな管が入っていますので、そういった補償もしながらという工事になります。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 205ページなんですけれども、16か所で公園の維持管理委託料ということですが、事業者の数というのはどのくらいあるでしょうか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 請負業者のことでございますか。

○委員（滑川公英） 3,000万円ということなんで、それを1件にすれば幾らでもないんですけども、どのくらいの業者さんが、何か所も1人の業者がやっているのか、それともほとんどばらばらでやっているのか、そういう。

○都市整備課長（島田和幸） 入札で行いますので、ばらばらでございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、昼食のために午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第5号について下水道課長は説明をしてください。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 歳入歳出款項目別ごとの予算額につきましては、本会議でご説明申し上げておりますので、特段ございません。

○委員長（向後和夫） 説明は特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。  
神子委員。

○委員（神子 功） それでは、下水道関係につきまして2点ほどお伺いをさせていただきます。

今課長が言われたように、本会議の方で大筋につきましてはご説明をいただいておりますので、その点も踏まえましてご質疑を申し上げたいと思います。

まず第1点目ですが、ページから追っていきます。406ページをお開きいただきたいと思っております。事業費になりますが、この中の説明の13の委託料につきましてお伺いをいたします。これは旧旭市の時にも議論がされておりますが、この委託料の中の運転業務委託料6,200万円が計上されております。本来ですと、運転業務につきましては市独自で運転業務ができれば一番いいということでもありますけれども、専門的な観点から技術も要しますので、この運転業務については委託をされているということで、額的にも高額になっております。そういった意味で、将来にわたりましてこの点は検討課題だと思っておりますけれども、18年度予算に当たりまして、いわゆるメンテナンスも含めて運転業務については今後どのようにされていくかどうかということで検討がされておりましたら、その内容、そしてまた引き続きこういう形で委託をしていくんだということであれば、その内容につきまして検討されていることについてお伺いをしたいのが1点目でございます。

続きまして、本会議でも説明をいただきました工事の関係でございますが、407ページから408ページでございますけれども、特に407ページの下水道建設事業ということで、13節の委託料から始まってそれぞれ内容的に予算組みされております。委託料ではイ、ロ地区の関係、さらに工事請負ではイ、ロ地先の4.2ヘクタール、あるいはニの地先の面舗装の関係という復旧工事の関係の説明があったわけですが、18年度当初でございますので、できましたら具体的な部分、いわゆる予定している場所等につきましてお示しいただいて、そして詳しくご説明をいただきたいというふうに思います。

以上2点お願いいたします。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 1点目の予算書406ページ、13節委託料の中の処理場の運転業務委託関係でございますけれども、処理場におけます1年365日の水処理施設、それから汚泥処理施設に関わります運転管理業務委託でございます。その業務内容は、各種機器の運転、監視、点検、調整、それから運転操作に必要な機械・電気の保守管理、水処理施設の運転管理に必要な水質分析、汚泥の分析、各種施設の清掃などございまして、また、マンホールポンプの保守点検業務でございます。これらの業務につきましては、専門的な国家資格が必要でございますので、引き続き外部に委託していくこととしております。

続きまして、407ページの事業費、工事関係でございますけれども、これにつきましては説明に当たりまして図面を配布したいと考えておりますけれども、委員長よろしいでしょうか。

○委員長（向後和夫） はい。

（資料配布）

○下水道課長（山崎健次） それでは図面と、それから予算書に従いましてご説明申し上げます。

まず、予算書では407ページでございます。説明欄1、下水道建設事業、13節委託料でございます。場所は幹線管渠整備委託1億2,425万円でございますけれども、旭市イ、ロ地区の大正道路と駅前線の交差点、坂本学園のある所から東、網戸方面へ約355メートル、旭中央病院の諸橋前院長宅前の旭駅前汚水幹線管渠を建設する工事でございます。図面で黄色く塗っている路線が幹線でございます。この幹線につきましては、推進工法という特殊な工事でございますので、財団法人千葉県下水道公社に委託を予定しております。

工事の内容でございますけれども、管径200ミリメートルの管渠建設工事と、それからマンホールポンプを1基設置するものでございます。なお、これに伴いまして工損調査業務、家屋、それから工作物の事前調査、それと周辺の立抗周辺の井戸の水質調査13か所を予定しております。

次でございますけれども、予算書の15節工事請負費8,820万円でございます。これは面整備工事でございます。図面の方でピンクに塗っております所、4.2ヘクタールの枝線工事でございます。総延長821.9メートルの管渠建設工事でございます。それから、図面には示してございませんけれども、平成17年度に管渠建設工事を施行しました旭市ニの袋地区の道路の舗装復旧工事、延長742.2メートルで、面積2,600平方メートルの復旧工事も予定して

おります。

それから、408ページになります。19節負担金補助及び交付金でございまして、ガスパ切り回し工事負担金、それから水道管の切り回し工事負担金でございまして、それぞれ1,575万円でございますけれども、この負担金につきましては、幹線管渠の整備委託及び管渠工事に伴います支障が生じた場合に対応するものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続きまして、議案第6号について農水産課長、説明してください。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第6号につきまして説明をさせていただきます。

予算書の説明に入ります前に、若干農業集落排水につきましてご理解いただきたいというようなことで、お手元の方にこういうリーフレットをお配りさせていただいてあります。そちらの方をお目通しいただきたいと思っております。

先般の本会議でもご説明しましたように、農業集落排水、実は江ヶ崎地区が普及率が70.5%、琴田地区、普及率56.2%ということで、我々も本事業につきましては普及率、これを上げることが第一かなというふうに考えて理解しております。特に今、住民の方にはこういうリーフレット等を用いまして、このリーフレットを1枚お開きいただきまして、絵がそれぞれ4枚ほど出ております。1番目のくみ取りから4番目の集落排水事業というふうなことでそれぞれ記載されております。

ここの中で特にお目通しいただきたいのは、絵の中の右側の方に車の下にそれぞれ窒素の数字、それと汚れの数字が出ております。それぞれ単位につきましては、1日1人当たりのグラム数でございます。

1番目のくみ取りにつきましては、これは環境に対してそんなに悪くは、悪いんですけれども、比較的すべてトイレ等につきましてはくみ取りというようなことで、窒素については4、汚れについては42というようなことで書いてございます。現在、江ヶ崎地区、あるいは琴田地区につきましては、実はまだ入っていない方、何の理由かということなんですけれども、単独浄化槽とか合併浄化槽、これを既に設置しちゃってあって、なかなか集落排水、ちょっと待ってくれというような、そういう方々が多いわけでありまして。ただ、単独浄化槽につきましても、処理をしてあると言いながら実は窒素の量が13、あるいは汚れが48、あるい

は我が家は合併浄化槽だよ、そういう方につきましても窒素の量は13、あるいは汚れが6というようなことで、この事業の集落排水につきましては、ここにありますように汚れが3、窒素が3ということで、特に我々は単独浄化槽、これにつきましてはトイレの汚れじゃなくて台所から出る汚れが河川を汚す、そういうようなことで住民に対してご理解いただきたい、そんなことで現在推進をしております。

そういうようなことで、環境に対して一番配慮している施設が集落排水事業、そんなことで、まだ使っていない家庭につきましては今後使用を推進していきたい、そういうような形で考えております。

すみません、それであと予算書の方の421ページからにつきましてはいろいろ書いてありますけれども、大きなものとしましては、実は本年汚泥の浄化、428ページをご覧くださいわけですけれども、428ページの所に13の委託料、汚泥農地還元業務委託料ということで126万円計上させていただいております。これが本会計につきましては昨年から比べまして前年12万1,000円であったものが138万3,000円というようなことで、どうしても出たものを農地に還元する、これが実は集落排水の約束の部分もあります。そんなことで、特に18年度予算、大きく計上させていただいております。

特にほかにつきましては例年どおりのような予算計上でございます。

以上、よろしくご審議いただきたいと思っております。

○委員長（向後和夫） 農水産課長の説明が終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、農業集落排水事業の18年度の予算につきまして、概略分かっておりますので、今後の対応ということも含めて18年度の予算審議に当たりまして検討されていけばご答弁をいただきたいと思っております。

今、課長の方から説明がありましたように、本会議でも説明をいただきましたが、この事業については2つの事業があるということで、江ヶ崎地区につきましては70.5%の普及、琴田地区につきましては56.2%の普及ということの説明がございました。こういう特に下水道といいますか、公共下水道、あるいは今回の農集につきましても、だいたい70%が一つの目安で、それ以上普及するのはかなり難しいなということはある意味では伺っております。したがって、江ヶ崎地区につきましてはこれ以上かなり難しくなるのかなという思いがありますし、しかし琴田地区につきましては江ヶ崎よりも遅く事業に取り組みましたので、この辺

についてはまだまだ啓蒙活動をすることによって見通しがあるのかなというふうに考えられるわけでありませう。

そこで1つ、将来的に考えたときに、一応計画人口というのも決まっておりますけれども、合併をしたことによって、例えば旧海上地先とか、それから干潟の一部になるかも分かりませうけれども、隣接している地先についてはそのまま推移するというのも考えられますけれども、場合によっては管を延長して加入をいただくというふうなことになるような考え方も生まれるのではないかなと。これは以前、旧旭市の時にも議論をさせてもらいましたが、公共下水道といいますか、今回の農業集落排水事業ということではなしに、さらに考えれば、下水道というよりも上水道、そういったことも含めて考えたときに、上水道を例えば旧海上町と江ヶ崎地先を結ぶことを、ループ化から外れてつなぎ合わせるということを考えてときに、じゃその時に集落排水事業ということで、一応計画は地域も決まっておりますけれども、それを延ばすことによってこの普及率がもっとよくなるということを考えてときに、そういったことができないかという議論になると思います。

したがって、18年度につきましてはそういったことが議論されてきたのかどうか。すぐにやるということではなしに、そういった検討がされているのかどうか、あるいは今後そういったことも必要になると思いますけれども、その辺のことにつきまして議論がされていけばお伺いしたいし、政策的な部分になりますけれども、何かお考えがありましたら、助役からでもよろしいですからご意見をお伺いできればと思います。

あとは通常の前算組みでございますので、特に一番大事なのは汚泥の農地還元ということからした場合に前算組みをしてあるということからすると、どう利用できるかという形になりますけれども、こういったことも推進していかねばいけないと思いますが、いずれにしても琴田地先につきましてはまだまだ普及しなければいけないという観点から、今回前算組みに載っておりますのは、江ヶ崎地区が2戸ですか、琴田地先が1戸、こういったことについてさらに見通しがどういう状況なのかどうかも含めてお答えいただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、ただいまのご質問に対しましてお答えさせていただきます。

農業集落排水事業につきましては、多額の国庫補助事業等もいただいております。そんな所でいろいろ区域を拡大というような部分について現在県と協議しております。今、委員おっしゃいましたように、合併効果、これをぜひこの事業で取り入れたいなど。まだまだ施設につきましては余裕がありますので、国庫補助の中で可能であれば地域住民の方々にこの制度を理解していただいて、加入率をアップさせていただきたいなど。

特に琴田地区につきましては、まだ56.2というようなことで少ないわけですが、結構あそこは農家が多いというようなことで、本管から居宅まで相当長い距離を要する。ただ、非常に困るのは、どうしても今農家の場合、若い方々は別世帯で別棟に建てるとか、そういうことが結構ございます。そういう家庭につきましては、ぜひ集落排水に入っていただくような形で現在進めております。よろしく願いいたします。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） どうもありがとうございました。すぐということよりも、せっかく合併したものですから、合併の効果ということ十分に考えていただいて、今現在の既存の施設で普及・拡大ということも大事ですが、場合によっては地域の所も、これは農業集落排水事業ということだけではなく、横のつながりを持っていただいて、きっとこれからは水道事業とも関連してきますし、あるいは道路の関係もありますし、いろんな意味で地上の関係と地下の関係ということを念頭に置いて、もしも必要でありましたら農産課の方から水道課の方にと、横の連絡をつけていただきまして、合併の効果ができるようにひとつ取り組んでいただければと思います。これは要望にとどめます。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号について担当課長は説明をしてください。特にありませんか。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） じゃ補正予算の補足をさせていただきます。20ページをご覧くださいと思います。補正予算書の20ページです。

20ページのちょうど真ん中、8土木費、款項目、3目の道路新設改良費、これは説明欄何もないので、これは谷丁場遊正線の絡みなんです。数字を申し上げます。これはもう

ほぼ確定ですので、谷丁場遊正線は810メートルを工事を今してるところであります。3月の末に終わります。最終的には補助対象事業費は1億2,200万円ということであります。ここに補助金、補正額100万円とありますけれども、最終的には8,105万円という数字でございます。補助率は66.44%という、約3分の2という状況でございました。

以上です。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明が終わりました。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃすみません、ページを前後して申し訳ありません。補正予算書の中で何点か補足を説明させていただきたいと思います。

19ページの方をお開きいただきたいと思います。19ページの一番上の方に経営構造対策事業、19の負担金補助及び交付金の中に施設園芸省エネルギー化推進緊急対策事業補助金1,075万5,000円というものを計上させていただいてあります。これにつきましては、実は今、重油が相当値上がっているというようなことで、昨年暮れに国の方で緊急対策を打ち出しをいたしました。国の中で残っている事業を使って農家支援をしたい。そういうような中で省エネ効果10%上がるようなしくみを作ったものに対しまして、国が補助率2分の1で補助をするものでございます。国からいただいた補助金をそのまま農業者の方に市の予算を通じて交付をする、そういう事業でございます。

事業の中身としましては、花卉農家がありまして、その農家が平成17年度事業としましてカーテン工事、あるいは多段式サーモ、あるいは循環線というようなことで、こういうものを入れることによって省エネ効果が約16%図られる、そういうようなことで本年17年度事業として実施をさせていただく予定になっております。

それと、その下に畜産振興事業事務費ということで、負担金補助及び交付金の中に2,000万円計上させていただいております。これにつきましては、産地食肉処理体制強化推進補助金というようなことで、事業主体につきましては千葉県食肉公社が実施をします汚泥の処理施設、これに対しまして市で助成をしながら汚泥の量を減らせる、そういう装置につきまして約2,000万円ほど補助金として交付をさせていただくということになっております。

それと、19ページの一番下の方に水産関係で予算額負担金の方で990万円ほど減額をさせていただいております。これにつきましては、先ほどの18年の予算の中で説明しました飯岡漁港の堤防、ここにつきまして釣りなり、あるいは遊歩道を使えるような、そういう堤防の整備が若干今設計の方が遅れていまして、その分につきまして事業実施できないというよう

なことで、県の事業実施の減額に伴いまして負担金を減額する、そういう事業の中身であります。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに担当課長ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、補正につきまして、ただいまお2人の課長から説明をいただきましたので、そのほかにつきましてご質疑を何点かさせていただきます。

18ページでございますが、農林水産業費の関係で農業振興費、制度資金の利子補給事業ということで700万円の減額になっております。これは利用する人がいなかったということで考えられますけれども、これについては簡単で結構ですから、内容的に減額した内容についてお伺いをしたいと思います。

その下の説明の2、園芸用の廃プラスチック処理対策事業、逆に56万2,000円ということで増額予算になっておりますけれども、年間を通じて56万2,000円ということで事業費がアップしておりますけれども、簡単で結構ですから、この内容につきましてもお伺いをしたいと思います。

それから、次のページ、19ページですが、説明の2、畜産振興費の中の家畜防疫対策事業155万3,000円という補正が組まれております。これにつきまして簡単で結構ですから、ご説明をいただきたいと思っております。

次に20ページでございますが、観光費の中の旭市観光協会の補助金10万円ということで、額は少ないんですが、これについて、これも簡単で結構ですからご説明をいただきたいと思っております。

最後に、同じ20ページの土木費の関係の街路費、駅前の広場の関係でございますが、17、19と説明欄で減額をされておりますけれども、事業の結果ということでございますが、これも簡単で結構ですのでご説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、神子委員の質問にお答えいたします。

20ページでございますけれども、観光費のうちの説明欄、観光事務費の中の19節負担金補助及び交付金、これは10万円ということで少額でありましたので、補足説明は省略してしまい申し訳ありませんでした。これは夏に行われました七夕市民まつりにおきまして合併記念事業としましてサンバカーニバルを招聘して披露したわけですが、これによりますところの補助金の増額でございます。これは予備費を流用していたものを振り替え、また還元するものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、農水産関係で3点の質問につきましてお答えさせていただきます。

最初に資金関係でございます。約700万円減額をさせていただいてあります。これにつきましては、農業近代化資金の方につきましては、実は農業者の方がより有利なというようなことで、下にあります農業経営基盤強化資金の方にだいぶ移行しております。そんな形で、以前は農業近代化資金、利用者が多かったんですけども、当初の見込みよりも相当数減ったということでございます。

それと、下の540万円、農業経営基盤強化資金、いろいろ農家の中でスーパーL資金というようなことで認定農業者のみが使える制度資金でございます。これにつきましても、関東、あるいは全国の中でも実は旭市が最も多く借入れをしている地域でございます。そんなことで、農林漁業金融公庫の職員にも月2回ほどここで在所しまして、資金相談等もしております。ただ、県も利子補給をしております。そういうような形で農家には低利な形で融資をしているわけですが、平成17年度の資金枠が2月でなくなってしまったと。公庫全体ではあるんですけども、県が利子補給の枠がないというようなことで、もうこれ以上貸し付けするな、そんな形で実は貸し付けをストップしてある経過があります。これにつきましては、年度が替わって18年4月から早急に待っていただける農業者についてはそういう資金対応でしております。そんな形で、借入れ者の数が減ったという部分かと思えます。

それと、園芸用の廃プラスチックの関係でありますけれども、56万2,000円、これは増でありますけれども、現在首都圏の方でキロ当たり21円ほど廃プラに対しまして補助をしております。農家の施設園芸のビニールでありますけれども、これを東金の方へ持ち込みまして再利用する、床材にするわけですが、これにつきましては合併しまして、特に1市3

町の中で当初見込んだよりも相当数多くなりまして、こういう56万円計上をさせていただいてあります。

それと、家畜伝染予防事業補助金、これは主に豚、鶏、牛、それらに対しましての予防注射のワクチン代、注射等の補助でございます。ただ、主な原因としまして増になったものにつきましては、オーエスキー病、豚の病気ですけれども、これにつきまして相当数接種の本数が多かった、そういうようなことで155万3,000円を増額させていただいてあります。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明が終わりました。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 旭駅前線の関係でございます。

17節公有財産購入費、この減額でございますが、代替地としましての売却先の変更によりまして、土地開発公社からの先行取得用地の買い戻しの変更でございます。それから、19節負担金補助及び交付金の減額でございますが、当初これ15%で計上しましたが、13.5%に負担割合が下がったためによる減額でございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第10号について質疑を終わります。

続きまして、議案第12号について農水産課長、説明をしてください。

○農水産課長（堀江隆夫） 議案第12号につきましては、農業集落排水事業の補正の予算でございます。本会議でご説明しましたように、特に説明ということにつきましてはありません。

○委員長（向後和夫） それでは、ただいま担当課長の説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続きまして、議案第20号について都市整備課長は説明をしてください。

○都市整備課長（島田和幸） 特にございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 旭市都市計画審議会条例につきまして、1点だけご質疑申し上げます。

新たに条例ができるということですが、第2条で組織ということで、組織は委員10名以内ということになっております。この審議会の委員としては、学識経験を有するもの、市議会議員、関係行政機関の職員、公募による委員ということで、2項でこれが示されております。したがって、10人以内という組織につきまして、1から4まで掲げられております人数的なものについては現在検討されていると思いますので、お分かりでしたら内容的にお示しをいただければと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 組織は10人以内でということをお願いしたいと思っています。

学識経験を有するもの、現在のところ考えていますのは4名、それから市議会議員が2名、関係行政機関の職員が2名、公募の委員が2名を予定してございます。

それから、こういった方を委員に選任、お願いするかということでございますが、まず学識経験を有するものでございますが、これは都市計画に非常に関係がございまして建築士会とか、それから商工業団体、それから農業団体、それから県のOBとか考えてございます。それから、関係行政機関は県の出先機関です。土木事務所、今整備事務所といいますけれども、それから警察署長とか、こういった方々にお願いできればと考えております。それから、市民はもちろん公募で2名をお願いしたいと思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ただいまの説明の中で、公募による委員の方は2名という予定をされているということでございます。これは広く公募するわけでございますけれども、男性女性ということを考えたときに、機会均等であればどちらもいいというふうな考え方がありますがけれども、この公募についてはどのようにお考えなのかどうか、もしもお考えがございましたらお示しをいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 公募ですから、広く広報等を通じまして公募をするわけでございますが、男性女性また何名ということは考えてございません。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続きまして、議案第29号について下水道課長は説明をしてください。

○下水道課長（山崎健次） 本会議におきまして説明しておりましたので、詳細についてのきょうの説明はございませんけれども、お配りしております常任委員会資料の方で、旭市下水道条例の新旧対照表の方でございますけれども、左側が現行でございます、右側が改正案となっております。

第10条につきましては下水道法の改正によるものでございまして、条例が引用している法の条文が繰り下がったために、法第12条の10第1項を法第12条の11第1項に改めるものでございます。

次に、使用料関係でございますけれども、第16条は消費税法の関係に伴います条例の改正でございます、現行が別表の方が使用料が外税になっておりますので、それを右欄の内税方式、いわゆる総額表示に改めるものでございまして、いずれにしましても10条、それから16条関係の内容が変わるものではございません。

以上です。

○委員長（向後和夫） 下水道課長の説明が終わりました。

議案第29号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続きまして、議案第45号について建設課長は説明をしてください。

○建設課長（米本壽一） 議案第45号につきまして補足をさせていただきたいと思っております。

1枚めくってまいりますと調書がございます。調書の中に幅員11.5から50.4、50.4というのの説明をちょっと申し上げたいと思っておりますが、これは飯岡バイパス側の隅切りを含めたすり合わせ部分が広い。普通は11.5という幅であります。

それと、千葉県が造った道路を市が何で認定するのかということは、当然これは疑問に出るかと思ひまして、先に説明しちゃいます。

あくまでも財源確保です。これ道整備交付金と申しまして、国の補助金をいただくためには市が認定しなくちゃいけないということでありますので、認定するものであります。

その後の管理関係がまた次の問題だと思ひます。認定は市が行う、国の補助事業の採択は

市が受ける、工事は県が行います。先ほどお話ししました県に6,000万円を渡して県が工事をするというものでございます。工事期間というか、この期間は1年間で終わりにするんじゃないなくて3年間でやろうかと思っています。18、19、20年度で行おうかということの計画で  
ございます。

それと竣工後、竣工後というか、工事が終わった後の財産管理は県で、じゃふだんの管理はと申しますと、これは私、何人かの議員に県がやってくれそうだという話はしましたけれども、残念ながらそんなに甘いものではありませんが、ふだんの管理は市が行います。大きな修繕、大きな工事はまた県が行うと。こんな覚書を今取り交わそうということで協議中  
でございます。

説明は以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長の説明は終わりました。

議案第45号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 内容的によく分かりました。質疑をさせていただこうと思いましたが、ほとんど課長の説明がございましたので、話をすることないんですが、この道路につきましては、私が知っている範囲では県道だということで認識がありましたし、それがなぜ市道になったのかというのが一番初めの疑問でございまして、今課長の説明があつたとおり、苦肉の策ということでありました。

そうしますと、県の考え方は今後3か年で行った後に大きなことについては県で管理をし、日常的にルーチンの関係については市の方でやるということでございますけれども、これで覚書を交わすというんですが、これいつごろ覚書を交わすものなのかどうかというのが1つ  
です。

それから、予算がかなりかかるということで、先ほども説明がありましたけれども、これについては3か年ということですが、そのほかにこれにまつわる市としての整備とか、あるいは県の整備が付随して行われるのかどうかについて、もう少し詳しく説明いただければ  
と思います。

以上2点お願いします。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） ただいまのご質問、覚書はいつまでに、これは県の機関、銚子整備

事務所が今度は旭市のエリアが海匠整備センター、今度は匝瑳市の県の機関に組織替えになります。ですので、今月中に覚書は締結したいというふうに考えております。県もまたその考えでおります。

それと、2点目の3か年で工事をするけれども、市としてほかにやるべきことは。市としてやるべきことは、先ほども説明しましたとおり、川島歯医者から中央病院までの道路を同時に進めていきたい、これが市のやるべきことです。県とすれば、これは先の話なんですけれども、飯岡バイパスから川島歯科までやって、中央病院のアクセス道、東西線としてこれはかなり生きてくると思います。でも、県とすればその先も整備してもらいたいというのが我々が要望していることで、県はぜひそれをやってもらいたい。といっても県の仕事だと思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子議員。

○委員（神子 功） 今回認定をする路線につきましても含めてのことで申し上げますけれども、県の方はかなり財政的に厳しくなってきておりますし、ご案内のように駅前線につきましても今まで予算がなかなか来ないということで、ずっと長く延びている。そういうような状況の中で、3か年ということで苦肉の策といいますか、市が認定をしなければいけないような状況にある中で、3か年を経過した後の状況、あるいは3か年の間に市がやるべきこと、県がやるべきことって考えられますけれども、覚書を交わして進めるわけですが、やっぱりどうしても立証できるものがないわけですよ。ですから、その辺本当に本腰を入れて、3か年で終わるんだということと同時に、これにまつわる整備につきましても県の方でやってくださいというよりも、逆に市の方から県にぜひお願いしたいということをやらないと、ただスタートがいいけれども結果的に延びてしまったということにならないでもないわけです。その点につきまして担当課長の方でお考えがございましたら、さらにご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 先ほど覚書の話をしました。この金額についても覚書を締結するつもりです。だから1年目をどういう工事を幾ら、2年目どういう工事を幾ら、3年目どういう工事を幾らということで覚書の中に入れます。ただ、国の補助事業の中でもうこれは申請しますので、そんないいかげんなことにはならないはずだし、またそうなってはいけないと

思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第45号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案どおり可決いたしました。

議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案どおり可決いたしました。

議案第45号 市道路線の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第45号は認定することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後和夫) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長(向後和夫) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告してください。

商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） 商工観光課の中で、労働行政の一つといたしまして職業相談室を運営しております。これは高年齢者並びにパートタイマーの職業の相談に限って受け付けているものでございますけれども、この相談員が県より1名、それから市の方で1名雇い上げて日常の職業相談に応じているわけでございますけれども、こういう同様の相談室が県下で12施設ございまして、旭市がこの利用者が一番多いということから、今般国の機構改革の中でこの相談室を国所管の地域相談室として運営するということになりました。

この内容でございますけれども、従来の相談員、県・市1名ずつを国の雇い上げた相談員3名で運営するものでございますけれども、いわば銚子にございますハローワークのミニ版ということで旭市に設置をされるものでございます。

なお、市のかかわり方ですけれども、施設を市が提供するというので、ご案内のように4月から商工観光課が青年の家の方に移転しますけれども、この地域相談室が7月から国の所管運営になるということで、商工観光課の隣のスペースにこの相談室を開設するものでございます。そういうことで、これから市民等に十分周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人あり）

○委員長（向後和夫） ほかに課長、何かありますか。

じゃ建設課長。

○建設課長（米本壽一） これ毎年決算の時に正式に文書は出します。だけれども、きょうは口頭だけで報告いたします。工事件数の今の状況です。

なぜこれ言うかと申しますと、海上地区の議員から海上地区は随分工事が少ないという話がありまして、これは嶋田委員の話じゃないんですけれども、たまたま今年は持ち寄り予算なんです。各市・町の時の通年予算を組みまして、それを合併後に合わせた予算ですので、どうしてもそれぞれの市・町の色がついていますので、多い少ないが出ちゃっています。最終的に86本の工事を発注しました。これからも発注するというか、もうちょっと増えますけれども、86本発注しまして、4億1,000万円ほど、工事請負費だけでこれだけの金額になる

わけです。

各地区ごとに発表させていただきたい、金額で発表をしたいと思います。4億1,000万円の内訳、そうしますと海上地区がかなり少ないと分かってしまいますけれども、そういう意味じゃないよということだけのご理解いただきたいと思います。旭市が2億2,200万円、これは100万円単位で切ってしまいます。それから、飯岡地区が7,700万円、干潟地区が8,800万円、海上地区が2,100万円ということで、これはあくまでも各市・町の持ちより予算ですので、今年はこうなりますが、18年度はこうはならないと思います。執行率はだいたい92から95近くまで行くんじゃないか。予算に対する執行率です。今そんな状況であります。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに課長ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） なければ今の報告の中に何かお聞きしたいことがあればお願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 先ほどのハローワークの……（録音漏れ）

○商工観光課長（小田雄治） その件ですけれども、任命権は国にありまして、内々で銚子のハローワークの方との調整の中で、現在の相談に当たっている相談員をまず雇い上げたいという意向を国の方は持っているようでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 農水産課長にお願いしたいんですけれども、私、今農協の方の理事も担当しておりまして、給食センターの市の農産物をもう少し使っていただきたいと思います、よろしくをお願いします。

（発言する人あり）

○助役（重田雅行） 今の嶋田委員のご要望の件につきましては、学校教育課の方に要望があったということで私の方から伝えさせていただきます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ただいまご説明をいただいた中で、商工観光課長からご説明をいただいたハローワークのミニ版ということでの説明がありましたが、これは国の機構改革によると

ということですが、現在庁舎の裏側でやっておりますけれども、国がこの関与をするといえますか、国の機構になったことによって今現状よりも何か変わることがあるのかどうか。また利用する方々が特典として何かもう少しメリットがあるのかどうか、あるいはそのほかに考えられることについて話し合いがなされていればお伺いしておきたい。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、ただいまのお話でございますけれども、本来職業のあっせんは国の事業だということで、現行で運営しております高年齢者、パートタイマーの職業相談はたまたま千葉県が国と色々な背景がある中で、本来であればできない部分というところがございますけれども、そういう職業の紹介にとどめておくべきところを国に代わってある部分までこの相談室でやっているということから、今後ハローワークのミニ版ということになりました場合には、直接このエリアの中で利用される方というよりも、八日市場辺りが現在相談室があるわけですが、この制度が18年度いっぱい現在の制度がなくなるということから、八日市場地区の方々にとっては相談する場所、機会がないということから、今般旭市が7月から設置運営をする所へ相談に来るという代替ができるわけですが、ほかの県下10か所については今後どうするかということで、非常に路頭に迷っているというお話も聞きました。当旭市につきましては早いうちに利用者増がさらに進むだろうということから、国の方へハローワークのミニ版でぜひ運営してほしいという要望を出しておりましたら、幸いにもそういう開設の運びになったということで、職業あっせんについては先ほど申し上げましたように、本来は国がやるべきものを、千葉県の特殊な国とのかかわりの中からこれを行っていったということで、今度は現在行われている情報の提供等がさらに幅広くなるということに私も考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 実は、この問題につきましては、私も一般質問とか、あるいは委員会で議論をさせていただいて、ぜひそうしてほしいということで要望してきた経過がありますので、大変うれしく思っている一人なんですが、ぜひ今後の対応といたしまして、市が受け入れるということですから、まず駐車場の問題、それから啓蒙啓発ということで、案内板ということについても容易に来ていただけるように検討が必要と思います。予算もかかると思いますが、そういった予算措置も含めて駐車場が十分使えて来やすいような、そういう体制をとっていただきたいということで要望をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかにございますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） また今のことでちょっと要望ということをお願いしたいんですけれども、実際高齢者職業相談室、求人をするんですよね。そうすると社会保険に入らなくちゃあなたの事業所の紹介は途中でストップしますと。今でも実際の、一般質問の時にも言いましたけれども、地方経済というのは相当疲弊しているというのが現状なんです。特に消費税とかそういうことで、ほとんどの人が田舎の場合だと2億円の圏内に入っているのが、それが今度1,000万円までも、3,000万円以上2億円までが簡易課税だったのが、今度1,000万円から3,000万円までが簡易課税、それで5,000万円から2億円は普通のインボイス方式になりましたよね。それで中小企業というのは相当困っていて、赤字の企業というのがいっぱいあると思うんです。簡単に言えば保険も入れない、失業保険にも入れないという人はだめだよと、そういうような方向に向かっているということは、やはり今の小泉内閣も弱者切り捨てたみたいなどころがあるんで、特にそういう求人者の方々に対しても、もうちょっとソフトな対応をしていただければと思いますので、ぜひ国の方には伝えていただきたいんです。

大赤字でも求人は欲しいと、それでも失業保険なり社会保険は2名以上だったら入ると、半分強制みたいなどころがありますけれども、それは旭市の地域の企業者だけでなく、多分管内の企業者というのは結構会社が内容がいい人であればちゃんと社会保険へ入れると思うんですけれども、なかなかそこまで、例えば個人が負担したもののほかに会社もその分負担するようなことはできないというのが現状だと思うんで、もうちょっと柔軟な施策をしていただきたいと思いますので。

なお、国から出向、出向というより国の予算でやることであれば、もっとその辺の地域の企業の窮状を知っていただいてフォローしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（向後和夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ないようでございますので、以上で所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後和夫） 以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時 1分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫